



もくじ

- 農業委員長挨拶 1
- 農業委員、農地利用最適化推進委員の紹介 2~3
- 農業委員会はこのような仕事をしています ほか 4

令和2年9月1日発行 南箕輪村農業委員会
 発行責任者：会長 高木繁雄
 編集：南箕輪村農業委員会だより編集委員会
 〒399-4592 長野県上伊那郡南箕輪村4825番地1
 TEL.0265-72-2176 FAX.0265-73-9799
 E-mail : nougyou-d@vill.minamiminowa.lg.jp



会長就任あいさつ

南箕輪村農業委員会 会長 高木 繁雄



この度の村農業委員会委員改選により、次頁での紹介通り農業委員11名が任命、農地利用最適化推進委員4名が委嘱され、15名の体制で農業委員会活動を進めて参ります。その中で、会長には私が再任されました。全村的な案件はもとより、両委員で各地区を担当致しますので、よろしくお願い致します。

地利用の最適化に向けた様々な課題を必須業務として取り組んでおります。しかし、近年は農業者人口の減少に伴ってか、農地の売り渡し、貸付希望が目立つようになっています。

現在、農業の状況には大変難しいものがあり、各国間の貿易協定をはじめとして、地球規模の気候変動、新型コロナウイルスの世界的大流行等、今後の農業面に与える影響は予測が付きません。

これらのことから、大規模経営を目指す法人や組織はもちろん、家族経営的な小規模農家、まっくんファームや各地区で取り組まれている保全会活動等にも大きな期待を寄せるところであります。これらの皆さんを支援し、関係団体とも連携して村の農業を守りつつ、地域の発展を考えて活動を行って参ります。

そんな状況下ですが、農業委員会では農業を地域の重要産業として発展させ、農業者の所得向上を計るために、「農業経営の大規模化を目指す農地集積、集約」耕作放棄地の解消「人・農地プラン」の実質化に向けた見直しと新規就農者の発掘」等、「農

村農業の持続的発展と豊かな農村環境を守るため、農業者には一層のご尽力、村民の皆様にも温かなご支援をお願い致します。挨拶と致します。

農業・農地に関するご相談は農業委員会へ

担当する地域は、次のとおりです。3年間よろしくお願いします。



大泉区中部

唐澤 茂
農地利用最適化
推進委員
1期目



**北原区、
大泉区北部**

後藤 幸子
農業委員会委員
2期目



大泉区南部

会長代理
唐澤 喜廣
農業委員会委員
5期目



大芝区

北爪 秀夫
農業委員会委員
1期目



田畑区西部

酒井 文代
農地利用最適化
推進委員
1期目



**神子柴区
西部**

菅家 美果
農地利用最適化
推進委員
1期目



南原区西部

伊藤 良夫
農業委員会委員
3期目



南原区東部

渡邊 健寛
農地利用最適化
推進委員
2期目



沢尻区

有賀 晴彦
農業委員会委員
2期目
農政部長



久保区

丸山 芳雄
農業委員会委員
1期目



**中込区、
塩ノ井区**

征矢 昌博
農業委員会委員
1期目
農政部長代理



北殿区

伊藤 篤
農業委員会委員
2期目
農業振興部長



南殿区

唐木 義秋
農業委員会委員
2期目



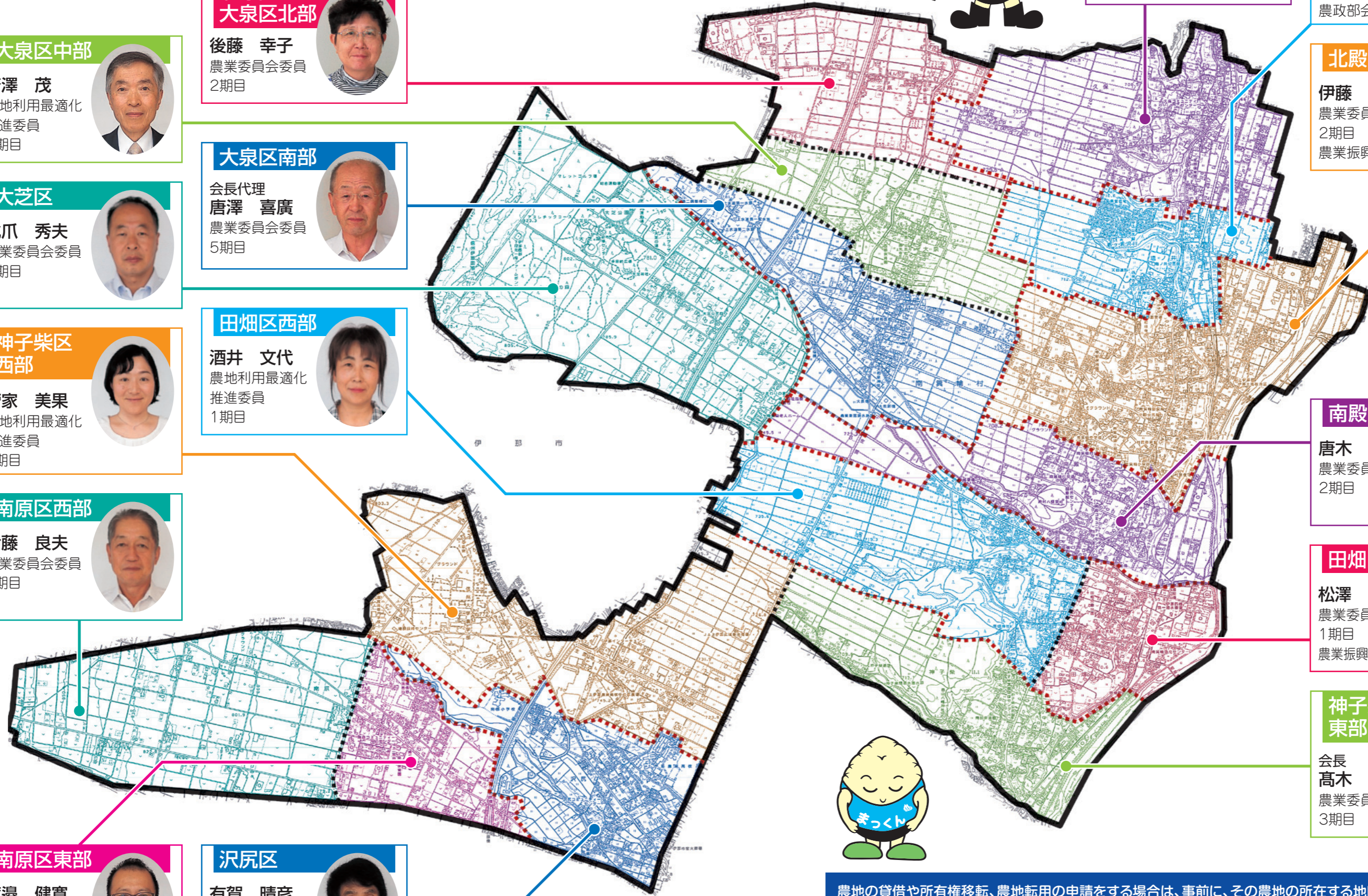
田畑区東部

松澤 良行
農業委員会委員
1期目
農業振興部長代理



**神子柴区
東部**

会長
高木 繁雄
農業委員会委員
3期目

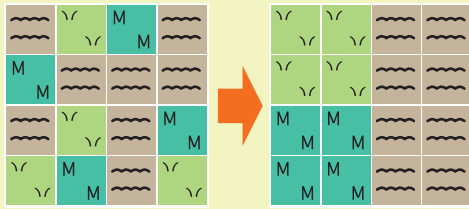



農地の貸借や所有権移転、農地転用の申請をする場合は、事前に、その農地の所在する地区の委員へ説明していただきますようお願いいたします。
 農業委員、農地利用最適化推進委員の連絡先は、農業委員会事務局（役場産業課内）までお問い合わせください。
TEL (0265) 72-2176 (産業課内直通) 有線 75-2915 (産業課内直通)

農業委員会はこのような仕事をしています

農地の利用最適化推進

農地集積の調整、遊休農地の解消、担い手の育成などを通して、優良農地の保全と確保を進めます。



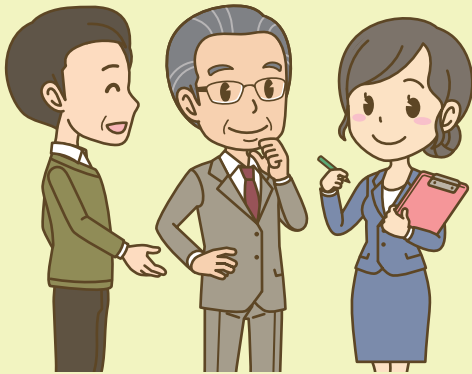
農地法などに基づく許認可

農地の売買や貸借、転用などについて、農業者を代表する機関として公正に審査します。



要望調査・集約活動

地域農業者の声や農地の利用状況を踏まえて、必要により関係行政機関へ農業施策の意見書を提出します。



情報提供・農業イベントへの協力

機関新聞の購読推進や農業委員会だよりの独自発行を通じ、農業情勢や委員会活動の「見える化」を進めます。



耕作放棄地に対する調査を行いました

8月下旬に農業委員会では、村内の全農地を対象に耕作放棄地の状況を確認する農地パトロールを行いました。ご協力ありがとうございました。

今後は、耕作放棄地と判断された農地の関係者に対し、農業委員会が農地利用意向の調査を行います。

利用意向調査に対して無回答の場合や、意思表示の内容に対して不実行の場合は、固定資産税の課税強化の対象となる場合もありますのでご注意ください。

申請書類の受付について

農地の売買、貸借、転用などを行う場合には、農業委員会の許可が必要です。申請書類の受付は、毎月5日から20日まで（土日祝祭日を除く。）となっておりますので、期限内に提出していただきますようお願いいたします。なお、締切日の20日が土日祝祭日の場合は、現在、直後の開庁日を締切日としていますが、**令和3年4月以降は、直前の開庁日を締切日とします**ので、ご理解とご協力をお願いします。



皆様からの農業に関するご質問、ご意見、農業委員会だよりの感想などをお寄せください。
 南箕輪村農業委員会事務局
 〒399-14592 南箕輪村4825-11(役場産業課内)

お寄せ頂いたご質問、ご意見、ご感想は、読者の皆様と農業委員会の交流の場として次回以降の「農業委員会だより」の紙面へ掲載する場合があります。あらかじめご承知おきください。

